

# 入札書の郵送方法について

本入札は、郵便入札のため入札書を郵送するにあたり、封筒について用意するための参考を記載いたします。

## 1 入札書の送付

- 入札書は郵便等により配達記録が残る方法で送付してください。  
郵便による場合は「簡易書留」とし、到達期日までに到着するよう必ず郵便局窓口から発送してください（ポストに投函した場合、「簡易書留」扱いになりません）。

## 2 封筒について

- 入札書は内封筒（通常の入札書提出用の封筒）に入れ封印し、下記の必要事項を漏れなく記入して外封筒に入れてください。封印時の印は、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑を押印してください。
  - 入札参加者名
  - 開札日
  - 入札件名
- 外封筒には下記の必要事項を漏れなく記入して親展で郵送してください。
  - 入札参加者名（社名）
  - 到達期日
  - 入札件名
- 次に該当する入札は、無効となることがあります。
  - 郵送方法によらないもの
  - 到達期日を過ぎて到達したもの
- 複数の郵便入札に参加する場合は、1通の外封筒にまとめて複数の内封筒を同封してかまいません。ただし、内封筒に入れる入札書は、内封筒1通につき入札書1枚のみとしてください。

